

令和2年長審第12号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月15日11時09分半僅か前
長崎県大村港富の原地区西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A
総トン数 499トン
全 長 67.80メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、平成31年3月に進水し、船首部後方に旋回クレーンを有する船尾船橋型貨物船で、操舵室には、前部中央にジャイロコンパス、自動操舵装置及び舵輪が一体となった操舵スタンド、その右舷側に主機及びバウスラスト遠隔操縦装置、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、再生砕石1,670トンを載せ、船首尾ほぼ等喫水として、令和元年12月13日15時30分阪神港尼崎西宮芦屋区を発し、大村港富の原地区に向かった。

a受審人は、航海中、貨物倉に均一に積み付けられていた再生砕石を、揚荷を行いやすいように船尾側に寄せ、代理店から入港確認の電話があったので、初めて大村港富の原地区の富ノ原大型船泊地（以下「富ノ原泊地」という。）に入港することから、同泊地について尋ねたところ、港口北側は浅いので港口南側から回り込むようにして入航することや入航時の船首目標の助言を受けた。

ところで、富ノ原泊地は、西方に港口を有して北側及び南側の両防波堤並びに東側の陸地により囲まれており、水深は4.5メートルで、海図W1231（大村湾）には、同泊地の港口西方沖合に南北方向に蛇行する5メートル等深線、同等深線東側の港口北西方沖合に4.1メートル、同西方沖合に4.5メートル、同南西方沖合に3.6メートルの水深がそれぞれ記載されていた。

a受審人は、同月14日20時40分長崎県佐世保港に錨泊し、針尾瀬戸の転流時に合わせて時間調整を行い、翌15日06時00分抜錨し、針尾瀬戸を経由して大村湾に入り、大村港富の原地区西方沖合に至ったところ、先船がまだ富ノ原泊地の岸壁に停泊していたことから、08時00分長崎空港飛行場灯台から013.5度（真方位、以

下同じ。) 2.51海里の地点に当たる防波堤西端(以下「基点」という。)から256度550メートルの地点付近に錨泊して待機し、その後、先船が出港したことから、船首3.8メートル船尾5.2メートルの喫水をもって、11時00分抜錨し、富ノ原泊地の岸壁に向かった。

抜錨に先立ち、a受審人は、船内備付けの海図W1231(大村湾)を見て富ノ原泊地の港口西方沖合に5メートル等深線があること及び潮汐表を見て上げ潮であることは覚えていたものの、港口付近の水深及び入航時の潮高を詳しく調査していなかったが、上げ潮で無難に入航できるものと思い、備付けの海図及び潮汐表に当たって余裕水深を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、過大な喫水で、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させ、機関を極微速力前進にかけ、しばらく南方に向けて航行したのちに左転して富ノ原泊地の港口に向かい、11時09分半僅か前基点から244度320メートルの地点において、Aは、船首が055度を向き、4.4ノットの速力(対地速力、下同じ。)のとき、港口西方沖合で乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、潮高は約0.4メートルであった。

a受審人は、自力離礁して富ノ原泊地の港口に向かったものの、港口手前で再び乗り揚げて自力離礁し、沖合に戻って貨物倉の再生砕石の位置を移動させ、ほぼ等喫水としたのち入港した。

乗揚の結果、プロペラ翼に欠損及び曲損を生じ、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、富ノ原泊地に入航するために大村港富の原地区西方沖合

を抜錨する際、水路調査が不十分で、過大な喫水で入航したことによって発生したものである。

a 受審人は、富ノ原泊地に入航するために大村港富の原地区西方沖合を抜錨する場合、同泊地の港口付近の水深及び潮高を詳しく調査していなかったから、備付けの海図及び潮汐表に当たって余裕水深を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、上げ潮で無難に入航できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、過大な喫水で入航して乗揚を招き、プロペラ翼に欠損及び曲損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 月 1 2 日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修